

港湾施設用地占用料の日割運用について

千葉県港湾管理条例第5条第1項の規定による目的外使用許可に係る使用料（港湾施設用地占用料）の算定にあたり、千葉県使用料及び手数料条例（以下、「本条例」という。）では、施設の使用期間が一月未満の場合であっても、月額を徴収することとなっています。

同使用料については、一般的な行政財産使用許可の取扱いや、港湾施設の目的外使用の実態等を鑑みて、平成15年3月に土木部長発の運用通知により、使用期間が1月未満の場合、日割計算をした上で、日額を徴収するよう通知を行い、以降現在に至るまでこの通知に従って、日額で使用料を徴収してきたところですが、必要な条例改正が行われていなかったことが判明しました。

今後は、本条例の改正を進めてまいります。

1 概要

現状、港湾施設をイベント等のために使用する場合には、目的外使用許可をした上で港湾施設用地占用料を徴収しており、本条例別表第二の摘要の3では、1月未満の使用であっても、月額で徴収することとなっています。

一方、本条例上、（港湾施設以外の）一般的な行政財産（土地）の場合は、1月未満の使用に係る使用料は、原則、日割計算をするとなっていること、また、港湾施設は、イベント等、短期間での利用も多い状況もあったことから、平成15年当時、港湾施設用地占用料についても、こうした実態に即した条例改正（日割計算した額を徴するよう改正）を検討していましたが、部長発の運用通知により、日額の使用料を徴収することとし、条例改正がされないまま、現在まで使用許可手続を行っていました。

このたび、本条例とその運用状況について精査していたところ、上記運用が、本条例と異なっていることが判明しました。

（例）本条例の規定どおりに使用料を徴収する場合、例えば4月30日から5月1日までの2日間の使用に対し、2か月分徴収することになりますが、運用通知のみを根拠として、これを日割計算した2日分で徴収していた。

なお、徴収済みの申請と同様の条件で申請があったと仮定した場合における本条例に基づく使用料相当額と実際の徴収額の直近5年間の差額は、約9,630万円となります。

2 経緯

令和6年5月下旬、港湾課内で本条例とその運用状況について精査していた際、運用実態と本条例の規定が異なることが判明し、遑って調査したところ、平成15年3月以降、同運用がなされていることが確認されました。

3 原因

- 平成15年当時、土木部長発の運用通知に合わせて、条例改正の進めることを考えていたものの、適切な引継が行われず、条例改正が行われなかったこと。
- 以後、本条例の規定と実際の運用との乖離に気づかずに使用料の徴収がなされてきたこと。

4 利用者への影響及び今後の対応

- 過去の利用者については、日額の使用料で徴収していたこと自体は港湾施設の目的外使用の実態に即した運用であったことから、差額分の請求はしません。
- 本条例の改正を進めてまいります。
- 当分の間は、利用者使用料の徴収額に影響が出ないよう（日割計算ベースで）対応します。
- 再発防止策として、同種の事案の発生が予見される場合においては、条例の運用に係る通知を発出する際、当該内容が条例と適合しているか、条例改正が必要な内容となっていないか、確認を徹底してまいります。

【千葉県使用料及び手数料条例 別表第2 抜粋】

港湾施設 用地占用 料	工作物を設置 する場合	その他の工作物	一平方メートル一 月につき	二百十円
		上空工作物（電線を除 く。）	一平方メートル一 月につき	三十五円
	工作物を設置しない場合	一平方メートル一 月につき	百六十円	

(摘要)

一～二 略

三 一時間、一日、一月、一トン、一メートル、一平方メートル又は一立方メートル未満の端数は、それぞれ、一時間、一日、一月、一トン、一メートル、一平方メートル又は一立方メートルとして計算する。

四～十二 略